

京丹波町住民自治組織によるまちづくり検討委員会 第1回会議（会議概要）

日時 平成18年11月9日
午後7時から9時30分
場所 京丹波町役場2階第1会議室
出席委員 14人（欠席1人）

1 開会

2 委嘱状の交付

委員委嘱（代表受領）：西田 哲氏

住民自治組織によるまちづくりアドバイザー：宗田 好史氏

3 町長あいさつ

上田正助役

4 委員等紹介

（自己紹介）

事務局……委員は2年任期でその人に委嘱をしているので、区長を今年度で交代される場合においても、引き続き委員としてお世話いただくこととなる。

5 住民自治組織によるまちづくりアドバイザー講演

京都府立大学助教授 宗田好史 様

演題：協働のまちづくり～住民に求められるもの、行政に求められるもの～

6 委員長及び副委員長の選任

事務局……《検討委員会の概要説明》

委員……議会からお世話いただいている野間委員を推薦したい。

委員……できるだけ代表にならずに参加の立場をとるようにと議会で確認しているため他の方でお世話になりたい。

委員……では他の人でといってもあまりみなさんを存じ上げないということもあるのでなかなか推薦できない。

委員……旧町ごとから推薦委員を1名お世話になって、別室で協議をするというところはどうか。

委員……できれば区長さんの中で選出いただいたほうがいいのではないかと。

委員……過疎化が進む中で比較的小さな集落の区長さんにお世話になることもどうか。

事務局……先ほどからの意見も踏まえ、推薦委員による選考方法でいかがかと。

《一同異議なし》

《別室にて、推薦委員協議》

委員……推薦委員で選考した結果、委員長に吉田昭さん、副委員長に山西強さんを推薦する。

事務局……皆さんのご承認をお願いします。

《一同拍手（了承）、選任》

【委員長及び副委員長あいさつ】

委員長……この2年間、みなさんと研修を深めながら検討委員会を進めて参りたいので、よろしくお願ひしたい。

副委員長……思いがけずお引き受けすることとなったが、勉強をしながら、このまちを良くしたいという思いを持って頑張っ参りたいのでよろしくお願ひしたい。

7 検討委員会の進め方について

事務局……住民自治組織によるまちづくりが本題ではあるが、協働のまちづくりを理解した上でということになるかと思うので、時間をかけて研修を行っていきたい。委員の任期は2年であるが、できれば月1回の会議の開催、計10回程度の会議をお世話になって19年度中のまとめを目途にお願ひしたい。スケジュールなど具体的にはみなさまでご検討いただきたい。

次回会議の開催日を決定いただきたい。また、本日、町長が出席するのが本位であるが、急きょ、どうしても欠席できない出張が入り、本日まで、途中ででも出席をする方向で調整していたが叶わなかった。町長も次回は必ず出席すると申していますのでご了解いただきたい。

委員……会議は夜間の開催となるのか。遠方から来ている委員もあるので、夜間より昼間のほうが良いのではないかと。

事務局……昼間、夜間や、本庁、支所というように会場を廻っていくという方法も在るかと思う。広くご検討いただきたい。

委員……委員長、副委員長で決定いただいたらどうか。また、今後の会議のスケジュールも決定してはどうか。

委員長……会議のボリュームによっては、昼間の開催となることもご了解いただきたい。

事務局……委員長、副委員長、事務局で次回会議及び今後のスケジュールを検討し、委員みなさまにはできるだけ早くお知らせをしたい。

8 閉会

吉田委員長

京丹波町住民自治組織によるまちづくり検討委員会委員

(敬称略)

| 委員長等 | 氏名 | 役職等 | 備考 |
|------|-------|-----------|----|
| | 野間 和幸 | 町議会が推薦する者 | |
| | 堀林 章 | 鎌倉区長 | |
| | 太田 実 | 須知区長 | |
| | 小森 章 | 実勢区長 | |
| 副委員長 | 山西 強 | 下山区長 | |
| | 岡本 友秀 | 大朴区長 | |
| | 上田 洋志 | 坂井区長 | |
| | 山内 公夫 | 三ノ宮区長 | |
| | 上林 茂治 | (質美) 和田区長 | |
| | 藤田 正之 | 西河内区長 | |
| 委員長 | 吉田 昭 | 本庄区長 | |
| | 白樫 貢 | 下乙見区長 | |
| | 西田 哲 | 公募 | |
| | 山内 英紀 | 公募 | |
| | 和田 淳一 | 公募 | |

京丹波町住民自治組織によるまちづくりアドバイザー

(敬称略)

| 氏名 | 役職等 | 備考 |
|-------|-----------------|----|
| 宗田 好史 | 京都府立大学人間環境学部助教授 | |

事務局

| 氏名 | 役職等 | 備考 |
|-------|--------------|----|
| 田端 耕喜 | 企画情報課長 | |
| 久木 寿一 | 企画情報課総合企画係長 | |
| 小原 直也 | 企画情報課総合企画係主査 | |
| 野村 雅浩 | 瑞穂支所地域総務室主任 | |
| 田中 晋雄 | 和知支所地域総務室主任 | |

京丹波町住民自治組織によるまちづくり検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 地域が輝くまちづくりを進めるため、地域まちづくりのあり方、仕組み等を検討する京丹波町住民自治組織によるまちづくり検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(構成)

第2条 検討委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から構成し、町長が委嘱する。

- (1) 町議会が推薦する者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) その他、町長が適当と認める者

3 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 第2項第1号に掲げる委員にあつては、委嘱されたときにおける当該身分を失ったときは、委員を辞したものとみなす。

(検討委員会の職務)

第3条 検討委員会は、住民自治組織による地域まちづくりを実現するための方向性等について検討及び協議を行い、その結果をまとめ町長に報告するものとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 検討委員会に委員長及び副委員長それぞれ1名を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 検討委員会は、必要に応じ委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

(関係者の出席)

第6条 委員長は、専門的知識が必要であると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(解散)

第7条 検討委員会は、町長への報告をもって設置目的が達成されたと認められるときは、解散するものとする。

(庶務)

第8条 検討委員会の庶務は、企画情報課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が検討委員会に諮って定める。

附 則

1 この告示は、平成18年9月1日から施行する。

2 第5条の規定にかかわらず最初の会議の招集は、町長が行うものとする。

京丹波町住民自治組織によるまちづくり検討委員会の会議の
傍聴について

京丹波町住民自治組織によるまちづくり検討委員会の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し、必要な事項について、下記のとおり定めるものとする。

記

- 1 傍聴人は、一般傍聴人と報道関係者とし、定員は会場の規模に応じて調整する。
- 2 傍聴の受付は、会議開始予定時刻の15分前（以下「受付開始時刻」という。）から行い、会議を傍聴しようとする者は、所定の場所で傍聴人受付簿に必要事項を記入するものとする。ただし、受付開始時刻において前項の会場の規模に応じて決定した定員を超えたときは、くじで傍聴人を決定する。
また、傍聴の手続きは、前項の定員に達したとき又は会議開始予定時刻に達したときに終了する。
- 3 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。
 - (1) 銃器、棒その他、人に危害を与え又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
 - (2) プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者
 - (3) 鉢巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメット、ステッカー類等を用し、又は携帯している者
 - (4) ラジオ、拡声器、無線機、マイクの類を携帯している者
 - (5) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者
 - (6) 下駄、木製サンダルの類を履いている者
 - (7) 酒気を帯びていると認める者
 - (8) 異様な服装又は装飾品を身につけている者
 - (9) その他会議を妨害するおそれがあると認められる者
- 4 傍聴人は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。
 - (1) 何人も、みだりに発言し、騒ぎ、その他会議の妨害となる言動をしないこと
 - (2) 会議における言論に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと
 - (3) 私語、談笑等会議の妨害になるような行為をしないこと
 - (4) 携帯電話の電源を切るかマナーモードにすること
 - (5) みだりに席を離れないこと
 - (6) 飲食及び喫煙をしないこと
 - (7) 不体裁な行為又は他人に迷惑となる行為をしないこと
 - (8) その他会議の秩序を乱し、又は会議の妨害になるような行為をしないこと
- 5 傍聴人は、写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等をしてはならない。
ただし、特に検討委員会委員長（以下「委員長」という。）の許可を得た場合は、この限りでない。
- 6 傍聴人は、委員長又は事務局職員の指示に従わなければならない。
- 7 傍聴人がこの定め違反するときは、委員長は、これを退場させることができる。
- 8 傍聴人は、会議を公開しない決定があったときは、速やかに退場しなければならない。
- 9 会議が現地調査等傍聴に適さないものであるときは、非公開とする。

住民自治組織によるまちづくり検討委員会 概要資料

委員構成

| | | |
|-----------|------------------------|-------|
| 町議会が推薦する者 | 1名 | |
| 学識経験者 | なし | |
| 町長特認 | 14名 | |
| | （ 区長会 11名 公募委員 3名 ） | 計 15名 |

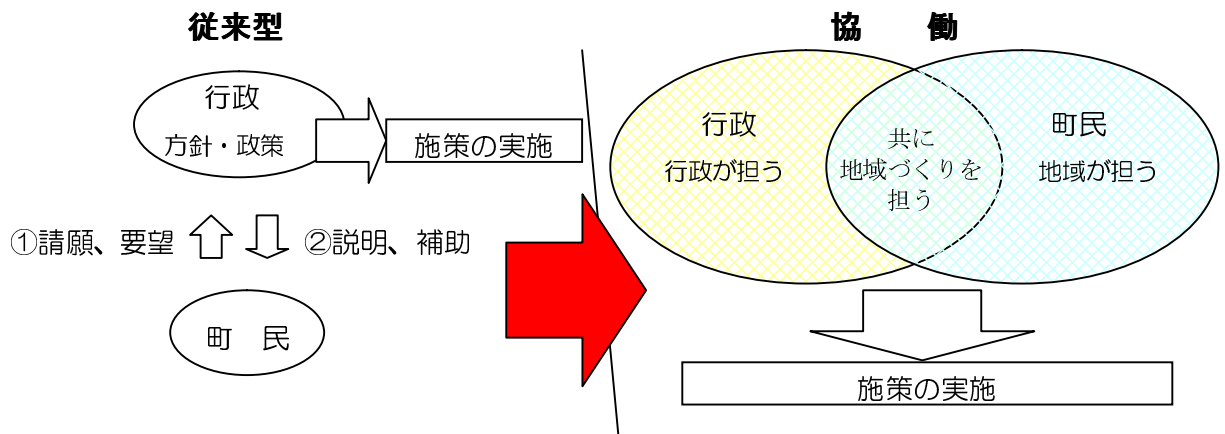
協議事項

住民自治組織によるまちづくり（地域と行政との協働のあり方）

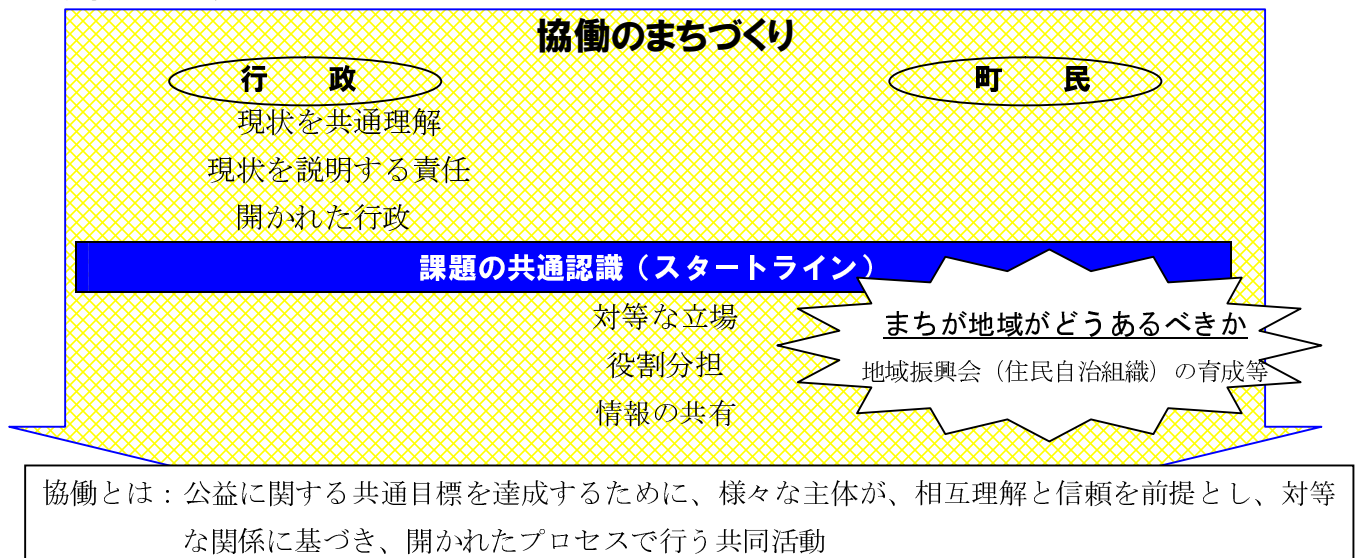
スケジュール

- ① 協働のまちづくりとは
- ② 協働のまちづくりのあり方
- ③ まちづくりの課題（本町における課題）
- ④ 先進地事例研修 安芸高田市等の取り組みから
- ⑤ 地縁型組織（地域振興会）の育成のあり方
テーマ型グループ、行政区との関係
- ⑥ 支援のあり方
- ⑦ まとめ

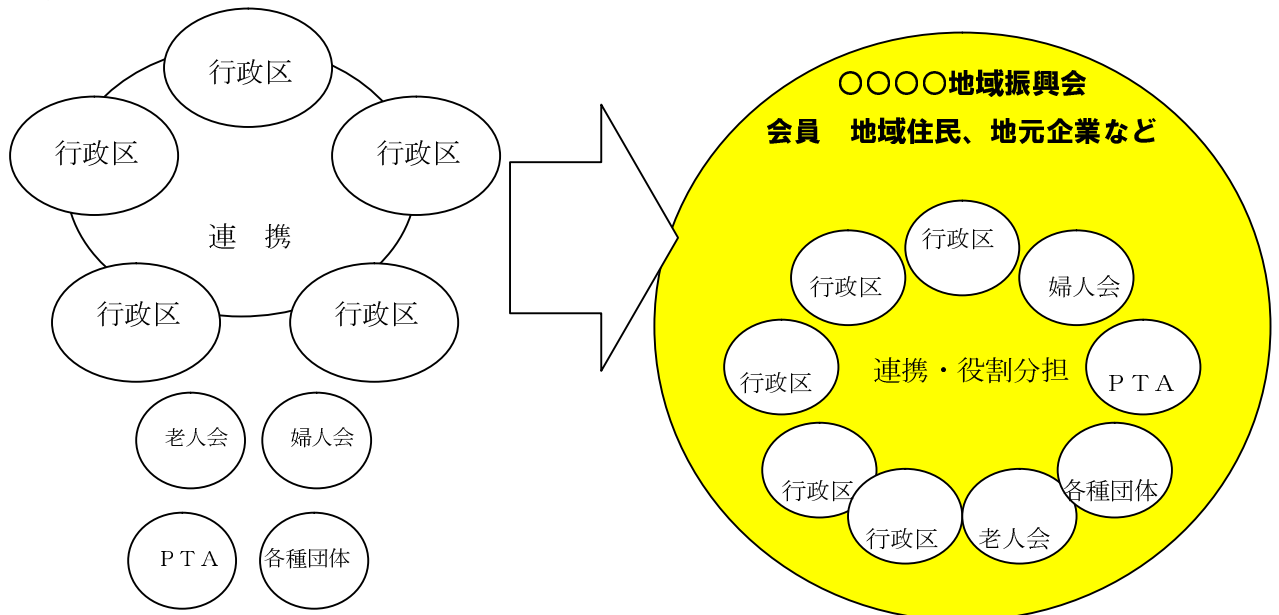
○協働のイメージ



○協働の進め方イメージ



○地域振興会の組織例(イメージ)



参考 既存する地域振興組織

